




秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書

令和2年9月20日

大仙市議会議長
金谷 道男 様請願団体 食と緑、水を守る秋田県労農市民会議
住 所 秋田市中通四丁目3番31号
代表者 議長 石田 寛
紹介議員 佐藤隆彦 

【請願の趣旨】

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）を廃止する法案が、2017年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、2018年4月1日に種子法が廃止されました。

それまでの県行政は、種子法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給及び優良な品種を決定するための試験研究を担い、本県の主要農作物である水稻、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、秋田県農業の振興に大きな貢献をしてきました。

この種子法の廃止を受けて一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されることになれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がされています。県内の生産現場においても、将来的には優良な品種の選定ができなくなることや種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっています。

種子法が廃止されて以降、秋田県では「主要農作物種子基本要綱」等によって種子行政が行われていますが、要綱等だけでは予算の裏付けとはならないことを踏まえて、農業生産県として今後も県行政が種子生産の中心的な役割を果たし、いままでどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る県条例を制定するよう秋田県に意見書を提出していただくよう請願します。

【請願事項】

大仙市議会が秋田県に対し、「秋田県主要農作物種子条例」制定を求めること。

連絡先 食と緑、水を守る秋田県労働市民会議
幹事 佐藤 信哉
電話 018-833-8354
FAX 018-835-7915